

# 和泉市お買い物割引チケット事業

## 取扱店募集要項

和泉市お買い物割引チケット事業事務局

令和2年8月1日

## 和泉市お買い物割引チケットとは

和泉市お買い物割引チケット（以下「割引チケット」という。）とは、新型コロナウイルス感染症の影響により負担が増えた家計への支援と、併せて売上が減少した市内店舗等を応援することを目的に発行される、和泉市内の小売・飲食・サービス業の店舗等において使用可能な割引チケットです。

- 発行 者：和泉市
- 発行 総 額：5億5,800万円（11億1,600万円の消費を喚起します）
- 発行 枚 数：1,116,000枚
- 配布対象者：令和2年9月1日時点において、和泉市の住民基本台帳に記録されている方
- 配布金額：全市民1人あたり3,000円分
- 配布方法：全世帯に世帯人数分の割引チケットを郵送（9月中旬頃予定）
- 額面金額：額面金額500円×6枚
- 取扱い方法：和泉市内の取扱登録店舗で、お支払い1,000円ごとに1枚使用することができます。割引チケットは、1枚500円なので、額面相当金額の代金を割引してお受取りください。

(例)

1,000円のお買い物では、割引チケット1枚使用することができます、500円割引となります。

3,980円のお買い物では、割引チケットを最大3枚使用することができます、最大1,500円割引となります。

- 有効期限：令和2年9月下旬から令和3年2月28日（日）  
※有効期限を経過した割引チケットは無効となります。
- 割引チケット使用店舗：事前に割引チケット取扱店舗として登録された和泉市内の小売・飲食・サービス事業者の事業所及び店舗。
- 登録店舗負担：割引チケット取扱店舗登録費用及び換金にかかる手数料の負担は無し。

## 和泉市お買い物割引チケット取扱店募集要項

### 【取扱店の登録】

#### ○登録要件

- ①和泉市内に立地する店舗・事業所があること。
- ②『和泉市お買い物割引チケット取扱店募集要項』を遵守すること。
- ③取扱店舗登録には下記の要件のすべてを満たす必要があります。
  - 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者でないこと。
  - 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者でないこと。
  - 取扱店舗登録申込み時点において、和泉市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等でないこと。
  - 和泉市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。また、それらの者が経営に事実上参画していないこと。

#### ○募集期間

令和2年8月1日（土）から令和2年8月25日（火）まで（必着）

- ・上記の募集期間までに申請書を提出し、登録を完了した事業所については、割引チケット送付時に同封する取扱店舗一覧チラシ及び和泉商工会議所・和泉市ホームページに掲載いたします。
- ・上記の募集期間を過ぎても、随時、登録申込みを受け付けしますが、募集期間後の登録については、和泉商工会議所・和泉市ホームページのみの掲載となります。

○登録方法

『和泉市お買い物割引チケット取扱店登録申請書兼誓約書』に必要事項を記入のうえ、下記事務局へFAXまたは郵送で提出してください。

○登録申請書提出先

和泉市お買い物割引チケット事業事務局（和泉商工会議所内）  
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号  
TEL：0725-53-0330 / FAX：0725-53-4747

【割引チケットの利用範囲（制限）】

次に示す内容について割引チケットの利用は出来ません。

- ①出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④医療費、薬等の保険適用に係る支払い
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑥土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑦現金との換金、電子マネーへのチャージ、金融機関への預け入れ
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業などに要する支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑩割引チケットの交換又は売買
- ⑪その他この割引チケットの発行趣旨にそぐわないものへの支払い

## 【取扱店舗の表示及び配布物】

取扱店舗は、店頭や店先等に割引チケット取扱店表示ステッカー及びポスター等を必ず掲示し、利用者に周知してください。

- ・ポスター、ステッカー・・・割引チケットの取扱店舗であることが分かるように、店頭や店先等に掲示すること。
- ・割引チケット見本・・・割引チケットを受け取った際の偽造確認に使用すること。

## 【取扱店の遵守事項】

- ①割引チケットの利用範囲内において、割引チケットの受け取りを拒まないこと。
- ②割引チケットの交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ③有効期限後に割引チケットを受け取らないこと。また、誤って受け取ってしまった場合は、割引チケットの換金請求はしないこと。
- ④偽造や明らかに不正に利用されている割引チケットの受け取りについては拒否すること。また、その際速やかにその事実を和泉市お買い物割引チケット事業事務局及び警察に報告すること。
- ⑤自らの割引チケットを自店で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないこと。
- ⑥受け取った割引チケットを、換金に回さずに他の取扱店舗で使用しないこと。
- ⑦和泉市及び和泉市お買い物割引チケット事業事務局と適切な連携体制を構築すること。
- ⑧宅配サービスを可能とする取扱店は、取扱店舗一覧チラシ及び和泉商工会議所、和泉市のホームページに問い合わせ先（電話番号）を掲載することを了承し、市民から問い合わせがあった際は適切に対応すること。また、宅配サービスの利用者が割引チケットを使用し、支払いをすることを可能とすること。
- ⑨その他、本事業の趣旨に反する行為を行わないこと。

## 【注意事項】

### ○偽造割引チケット

- ①割引チケットには偽造対策を施しています。取扱店舗は、割引チケットを受け取る際、偽造されたものでないことを割引チケットの見本を用いて確認してください。
- ②割引チケットを受け取った取扱店舗は、再流通を防止するため、裏面の指定欄に日付及び取扱店名を記入または押印をしてください。

### ○個人情報の取扱い

和泉市及び和泉市お買い物割引チケット事業事務局は登録申請時に提出された個人情報を割引チケット事業の実施及び事務処理のみに利用し、それ以外の使用は一切行いません。

### ○不当利得の返還

取扱店が偽り、その他不正な手段により取得した割引チケットの換金請求を行う等の行為を和泉市お買い物割引チケット事業事務局が把握したときは、取扱店は期間内に取得したすべての割引チケット相当額を返還しなければなりません。

### 【その他】

- ①『和泉市お買い物割引チケット取扱店募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、和泉市及び和泉市お買い物割引チケット事業事務局がその対応を決定し、割引チケット取扱店舗はその決定に従うこと。
- ②取扱店舗の情報（店舗名、所在地等）は、『和泉市お買い物割引チケット取扱店一覧』チラシや和泉商工会議所及び和泉市のホームページ等で広報します。

### 【使用済み割引チケットの換金方法】

- 割引チケットの換金は、和泉商工会議所より登録された振込先に請求金額を振込予定。  
※換金に係るスケジュール等は、現在調整中です。決まり次第取扱店募集要項に掲載します。

### 【お問合せ先】

和泉市お買い物割引チケット事業事務局（和泉商工会議所内）

平日 9：00～17：15（土・日・祝日、年末年始除く）

〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1番10号

TEL：0725-53-0330 / FAX：0725-53-4747

ホームページ (<http://www.izumicci.jp>)